

事 務 連 絡
平成20年3月27日

会 員 各 位

(社)滋賀県トラック協会
会 長 竹 備 富 明

トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入
及び適正取引の推進について

拝 啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、平成20年3月14日付け国土交通省自動車局長から別添のとおり通達が発出され、同日付け近畿運輸局長から会員事業者に対し周知を図るよう指示がありましたので、お知らせいたしますとともに本通達の趣旨をご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

【添付資料】

- ・ [トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入について](#) (自動車交通局長通達)
- ・ [トラック運送業における適正取引の推進について](#) (自動車交通局長通達)
- ・ 上記の詳細は「[ガイドライン](#)」(国土交通省ホームページ)を参照して下さい。